

まず無料の耐震診断をお受けください。募集戸数 **8** 戸

1 木造住宅の無料耐震診断

対象となる住宅◆所有者が竜王町民で、竜王町にある住宅のうち、次の①～⑤の条件を全て満たすもの

- ①昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの
- ②延べ床面積の過半の部分が住宅用として使用されているもの
- ③階数が2階以下で、かつ延べ床面積が300平方メートル以下のもの
- ④木造軸組工法のもので、枠組壁工法・丸太組工法の住宅でないもの
- ⑤国土交通大臣などの特別な認定を得た工法による住宅でないもの

耐震診断の結果により、次の補助制度が受けられます。

総合評点で「倒壊または大破壊の危険がある(総合評点0.7未満)」の判定が出された場合、総合評点を0.7以上にする **2** 耐震補強案作成および **3** 耐震改修工事または **4** 耐震シェルターの設置に対する補助制度があります。

2 木造住宅耐震補強案作成

耐震診断の結果、耐震性が低い(総合評点0.7未満)と判定された木造住宅について、総合評点0.7以上に補強するための補強案を無料で作成します。

対象となる住宅◆無料耐震診断の要件に加え、総合評点が0.7未満の木造住宅

3 木造住宅の耐震改修工事

補助金額◆

- 工事費が50万円超100万円以下
→10万円の補助
- 工事費が100万円超200万円以下
→20万円の補助
- 工事費が200万円超300万円以下
→30万円の補助
- 工事費が300万円超
→50万円の補助

上記の補助制度に上乘せするものとして、次の補助制度もあります。

- 県産材利用耐震改修モデル事業
- 主要道路沿い耐震改修割増事業
- 高齢者世帯耐震改修割増事業

4 耐震シェルターなどの設置

箱型およびベッド型の構造物(耐震シェルターなど)の設置にかかる費用の一部を補助します。

対象者◆町内にある木造住宅の所有者または居住者 対象となる住宅◆次の①②の条件を満たすもの。ただし、木造住宅の耐震改修工事などの補助金を受けたものは対象外です。①耐震診断の結果、総合評点0.7未満と診断された個人木造住宅 ②平成29年度中に手続きが完了するもの 対象経費◆耐震シェルターなどの本体およびその設置に要する経費 補助金額◆1戸当たり20万円を限度とします。

申込期限 9月29日(金)まで

申込期限 9月29日(金)まで

…… 手続きに関するお問い合わせ ……

1 2 3 建設計画課 管理都市計画係 ☎58-3716

4 生活安全課 消防防犯係(防災センター) ☎58-3703

万一の災害に備えて生命と住まいを守る
耐震診断・耐震改修・耐震シェルターに関する補助制度